



障がい者等用駐車区画を利用される皆様へ
～大阪府からのお願いとお知らせ～

この施設の「車いす使用者用駐車区画」及び「ゆずりあい駐車区画」は、大阪府が発行した利用証をお持ちの、移動に配慮を要する方にご利用いただくための駐車区画です。

利用証をお持ちの方は、車のルームミラーにつり下げるなど、外から見えやすい位置に掲示していただきますようお願いいたします。

⇒ 利用証をお持ちでない方は裏面をご覧ください。

	車いす使用者用駐車区画	ゆずりあい駐車区画
区画の表示		
利用対象となる利用証		



障がい者等用駐車区画を利用される皆様へ
～大阪府からのお願いとお知らせ～

この施設の「車いす使用者用駐車区画」及び「ゆずりあい駐車区画」は、大阪府が発行した利用証をお持ちの、移動に配慮を要する方にご利用いただくための駐車区画です。

利用証をお持ちの方は、車のルームミラーにつり下げるなど、外から見えやすい位置に掲示していただきますようお願いいたします。

⇒ 利用証をお持ちでない方は裏面をご覧ください。

	車いす使用者用駐車区画	ゆずりあい駐車区画
区画の表示		
利用対象となる利用証		

利用証をお持ちでない方で、以下の方は、要件に該当すれば利用証の交付が受けられます。

詳しくは、下記問い合わせ先にご連絡ください。

- ◆障がいのある方
- ◆難病患者
- ◆高齢の方
- ◆けがや出産前後で一時的に歩行が困難な方 等

記

<問い合わせ先>

〒540-8570
大阪府中央区大手前2丁目
大阪府福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
電話 06-6944-2362
※月曜日から金曜日（祝日除く）の9時から18時までをお願いします。

大阪府 駐車場利用証制度

本当に必要とする方がいつでも駐車できる環境づくりに、
ご理解とご協力をお願いします。

利用証をお持ちでない方で、以下の方は、要件に該当すれば利用証の交付が受けられます。

詳しくは、下記問い合わせ先にご連絡ください。

- ◆障がいのある方
- ◆難病患者
- ◆高齢の方
- ◆けがや出産前後で一時的に歩行が困難な方 等

記

<問い合わせ先>

〒540-8570
大阪府中央区大手前2丁目
大阪府福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
電話 06-6944-2362
※月曜日から金曜日（祝日除く）の9時から18時までをお願いします。

大阪府 駐車場利用証制度

本当に必要とする方がいつでも駐車できる環境づくりに、
ご理解とご協力をお願いします。